

自治会／サポーター登録制度がスタート

あなたも、サポーターに登録して 地域デビューしませんか？！

- つつじが丘北自治会も結成 10 年が経ち、次の 10 年に向けて更なる充実の検討をしてきました。そこでもっと多くの住民の皆様に、各種地域行事“ハイツ祭り、運動会、敬老の集い、防災訓練、餅つき”等の運営をいっしょにやっていただける“サポーター”を募集することになりました。
- 年間通して自治会役員は無理だけど、“この行事だけならお手伝いできるかな？！”という皆様に、気楽にボランティアとして個人、並びに団体の登録をしていただきたいと思います。お父さんの地域デビューの機会ともなれば幸いです。
- われらの住む“つつじ北”、人と人とのネットワークを広げるコミュニティーに、そして街づくりに、あなたも参加しませんか！
- シニアクラブやオーナーズクラブ、ランニングクラブ等、助成対象サークル会員の皆様は、既に団体として登録していただいておりますので個人としての登録は不要です。今後とも行事の際は宜しくお願いいたします。
- 裏面の『つつじが丘北住宅地域ボランティア活動におけるサポーター登録に関する要項』をご覧ください。登録用紙が 16 号棟組合事務所にありますので、入手して、ご記入いただき提出ください。詳細を知りたい方は、事務所 (TEL546-1977) までお申し出ください。後で役員から連絡させていただきます。



19年度サークル助成金申請の受付



下記の要領で受付を行いますので、申請を希望される団体は、お問い合わせください。

受付期間	4月5日(木) ~4月30日(月)
書類受取	16号棟の管理事務所窓口 (日曜日に行っておりません)
提出書類	①助成申請書 ②最新の会員名簿 ③18年度会計報告書
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> ●会員の半数以上が、北住宅の組合員および居住者であること ●結成後、3カ月以上経過し、具体的なサークル活動をしていること ●助成金対象会員数が、申請時現在で11名以上いること ●住宅全体の親睦と自治活動に協力できる開放的なサークルであること ●宗教団体、政治団体、公序良俗に反するサークルではないこと

つつじが丘北住宅地域ボランティア活動における サポーター登録に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つつじが丘北自治会（以下「北自治会」という。）が、推進する各種地域行事“夏祭り、運動会、敬老の集い、防災訓練、餅つき”等の運営役員として、ボランティアを希望する個人、並びに団体の登録に関し必要な事項を定める。

(登録の対象)

第2条 サポーターの対象は、つつじが丘北住宅に居住しボランティアに対して意欲のある原則18歳以上の個人とする。団体は北自治会への助成金登録団体のみとする。

(登録手続き)

第3条 サポーター登録をしようとする個人は、つつじが丘北サポーター登録届（別紙様式、以下「登録届」という。）を自治会長に提出する。登録団体は毎年5月までに北自治会の助成金申請をし承認された団体とし、承認手続きで登録とみなす。

(登録する情報の内容)

第4条 この要項により収集する個人の情報は、登録届けの内容とする。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、限定しない。

(登録の承認)

第6条 自治会長は、手続きがなされた場合、定例会に報告し承認を得る。承認された場合速やかに、本人に書面にて知らせる。

(登録の取消し等)

第7条 次の各号に該当する場合は、登録の取消し又は内容変更をすることができる。

- (1) 当該の個人又は団体から申し出があったとき
- (2) この要項の趣旨に反する行為があったとき

(補則)

第8条 この要項の実施について必要事項は、定例会に提案・協議し定める。

第9条 登録された個人、団体に対しては、各種行事の準備段階でお知らせし、協力の有無を確認し、サポーターを依頼していく。

付則 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

つつじが丘北自治会